

平成25年6月20日

東京司法書士会会長 清 家 亮 三 殿

東京家庭裁判所（後見センター）判事 小 西 洋

専門職後見人等の選任・監督の一層の適正化の方策について（周知依頼）

家庭裁判所には、後見人等として適任者を選任するとともに、一度選任した後であっても、不適任者と疑われる場合には、辞任を促したり、解任等したりすべき権限と責任があります。

後見センターとしましては、一層の適正な選任、監督を図るため、平成25年6月1日から、家庭裁判所へ提出されている名簿登載者以外の専門職を後見人等候補者とした場合、原則として、その者を選任しない扱いとしました。

この扱いの趣旨からは、後見人等就任後においても、名簿登載更新ができず、名簿から外れた場合には、必要に応じて、監督人が付されるなどの監督がなされる可能性があります。

またこの扱いは、事案に応じた例外を認めるものです。

併せて、専門職を後見人等（監督人である場合を除く。）として選任した場合の報酬付与の申立てまたは後見事務報告書の提出については、1年毎としておりますが、今後、期限管理を強化していくこととしております。

以上の点について会員の方々への周知をお願いします。